

第 3 号

9月18日（火）

平成24年第5回氷川町議会定例会会議録（第3号）

平成24年9月18日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程（第3日目）

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 承認第 3号 | 専決処分の報告及び承認について |
| 日程第 2 | 議案第36号 | 氷川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 3 | 議案第37号 | 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第38号 | 氷川町手数料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第39号 | 氷川町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第40号 | 氷川町下水道条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第41号 | 八代広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について |
| 日程第 8 | 議案第42号 | 八代広域行政事務組合規約の一部変更に伴う財産処分について |
| 日程第 9 | 議案第43号 | 竜北東小学校校舎耐震工事及び大規模改造工事請負契約の変更について |
| 日程第10 | 議案第44号 | 平成24年度氷川町一般会計補正予算（第3号）について |
| 日程第11 | 議案第45号 | 平成24年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第12 | 議案第46号 | 平成24年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第13 | 認定第 1号 | 平成23年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第14 | 認定第 2号 | 平成23年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第15 | 認定第 3号 | 平成23年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第16 | 認定第 4号 | 平成23年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |

- 日程第17 認定第 5号 平成23年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第 6号 平成23年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第20 陳情第 1号 学校図書館の蔵書整備・充実に関する陳情について（文教厚生常任委員会報告）
- 日程第21 総務常任委員会の閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第22 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

| | |
|----------|----------|
| 1番 三浦賢治 | 2番 田中照男 |
| 3番 江寄悟 | 5番 松田達之 |
| 6番 上田俊孝 | 7番 上田健一 |
| 10番 吉川義雄 | 11番 有田芳人 |
| 12番 片山裕治 | 13番 坂本悦男 |
| 14番 永田義昭 | 15番 笠原良一 |

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 陳野信次 書記 平山早苗

6. 説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-------------|--------------|
| 町長 藤本一臣 | 教育長 廣瀬 亀 |
| 総務課長 河崎澄男 | 企画財政課長 平 逸郎 |
| 税務課長 今田辰彦 | 町民環境課長 中島 正 |
| 健康福祉課長 山下 剛 | 農業振興課長 稲田和也 |
| 農地整備課長 河野正利 | 建設下水道課長 森田寿也 |
| 総務振興課長 甲斐貴裕 | 商工観光課長 前田昭雄 |
| 会計管理者 坂本京子 | 学校教育課長 西尾正剛 |

生涯学習課長 木 本 栄 一
代表監査委員 遠 山 正 敬

農業委員会事務局長 梅 田 光 義

開議 午前10時00分

-----○-----

- 議長（笠原良一君） 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 承認第3号 専決処分の報告及び承認について

- 議長（笠原良一君） 日程第1、承認第3号、専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第2 議案第36号 氷川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

- 議長（笠原良一君） 日程第2、議案第36号、氷川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（笠原良一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（笠原良一君） これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第36号は、原案のとおり可

決されました。

-----○-----

日程第3 議案第37号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（笠原良一君） 日程第3、議案第37号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第38号 氷川町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（笠原良一君） 日程第4、議案第38号、氷川町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第39号 氷川町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例について

○議長（笠原良一君） 日程第5、議案第39号、氷川町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第40号 氷川町下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（笠原良一君） 日程第6、議案第40号、氷川町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第41号 八代広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（笠原良一君） 日程第7、議案第41号、八代広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） ありませんね。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第42号 八代広域行政事務組合同規約の一部変更に伴う財産処分について

○議長（笠原良一君） 日程第8、議案第42号、八代広域行政事務組合同規約の一部変更に伴う財産処分についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第43号 竜北東小学校校舎耐震工事及び大規模改造工事請負契約の変更について

○議長（笠原良一君） 日程第9、議案第43号、竜北東小学校校舎耐震工事及び大規模改造工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

江崎議員。

○3番（江崎 悟君） 今回、2回目の請負契約変更が出ましたけれども、約800万

の増額。現地は、床、天井、給食受庫、現地調査もいたしまして、ここの変更については何ら問題ないなということで見えてきたところです。さて、この800万円の財源内訳についてをお伺いしたいと思います。

○議長（笠原良一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（西尾正剛君） 今、質問議員、2回目とおっしゃいましたが、3回目になります。

財源内訳は、繰り越しの際に、3月議会で説明しましたとおりでございます。その後変更はあっておりません。以上です。

○議長（笠原良一君） 江寄議員。

○3番（江寄 悟君） その内訳を教えてください。

○議長（笠原良一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（西尾正剛君） 県からの交付金と、それと、緊急防災事業債、それと、あと、2回目のアスベストなどについては一般財源ということになるかと思えます。金額の数値については、今日はちょっと資料を持参しておりません。以上です。

○議長（笠原良一君） 江寄議員。

○3番（江寄 悟君） 補助金とか県の交付金も、この800万円の内訳の中には、補助金という項目、なかったんですが、県の交付金も、800万円の中には、財源としてあるということですかね。起債と一般財源じゃないということですかね。

○議長（笠原良一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（西尾正剛君） 全協の際に、そこの、補助金の仕組みについてをご説明しましたように、具体的にちょっと説明しますと、この工事についての太陽光パネルの設置については、国の交付金というのは、1キロワットで、86万9,500円、が基準額というふうになってます。その、今回は20キロワットですから、約1,700万円弱ということについて、その、1,700万円までは基準額として、その2分の1が国からくると、そういった数字になります。ですから、今回、設計をしました太陽光パネルの設置については、2,200万円でその落札額なんですけれども、その基準額から上回る分については、緊急防災事業債を対応するという、そういった基準を元にした金額ということになりますので、その、国からくる分以外の残額については、緊急防災事業債が対応になるということでございます。以上です。

○議長（笠原良一君） 江寄議員。

○3番（江寄 悟君） ということは、基準分はもう全て全部もらってるので、今回の変更分については、これとして新しく県交付金が増えるということではなくて、起債と一般財源だけでまかなわれるという答えになる、ということでもいいんですかね。

○議長（笠原良一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（西尾正剛君） はい、そうです。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 一つだけお伺いします。今、課長も言われてましたが、今回の変更、3回目になるわけですね。現地調査を行って感じたわけですが、給食の受庫については、言われたとおり、はり出した屋根といいますか、そういったのが風雨のことを考えれば当然な工事かなというふうに思います。なぜ、当初からこれが入っていなかったのかなというのがあります。また、床、天井の問題ですけども、実際、壁等を外してみないと実態はよく分からないということもあったのかもしれませんが、やはり当初からこういったのは当然入っててもおかしくなかったという気もするんですが、その点どうなんでしょうか。やはり最初、この工事の発注入札をやって、それが追加といいますか、変更になるというのはどうなのかなというふうに思うわけですが、その点について、課長、考えをお聞かせください。

○議長（笠原良一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（西尾正剛君） 1回目のスライド式の黒板を1回目の変更契約でご提案申しあげましたときに、吉川議員から同じ質問がございました。なぜ当初からそういった計画になっていなかったのかということでございます。この点については、今、2問目におっしゃいました、天井の部分というのは、はがしてみないと分からなかったわけなんですけれども、天井部分については、カビが、当初の予定では、塗装をして済ませようという当初の実設計の考えだったんですけれども、はがしてみてもカビが発生していると、そこで、塗装しても同様にカビが発生するだろうと、そういったことであつたら、新規に天井は全部し直した方がいいだろうというのが第1点だったです。それは、実設計の段階では、耐震で進めるべくということで21年の実設計の段階で、担当課長が判断したものだと思っておりますけれども、いざ工事に取りかかってみたら、そういった不具合がでてきたと。床についても、そういった傷みがないだろうということでの判断だったと思っておりますが、工事を進めていくと、結構粗い状態だったということでございます。当初、そこまで見込んでからの実設計の図書の作成ということをやらなかったというのは、もうお詫びをするしかないと思うんですけども、あと、今の工事の進捗状況に併せて、そういったカビあたりが発生したということで、それに併せて工事を進めるということについては、どうぞご理解を頂きたいと思っております。以上でございます。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 私も長年、塗装業をやった経験あるんですが、また、知人も

塗装業やってるのがおりますが、カビというのはなかなか塗装では防げないというのが、プロなら分かるんですね。そういった点では、やはり今後、まだありますので、そういった点、十分考えて、いわゆる設計される場合も発注される場合も、その付近は今後十分、気をつけてやって欲しいなというふうに思います。答弁はいいりません。

○議長（笠原良一君） いいですね。ほかにありませんか。質疑です。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第44号 平成24年度氷川町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（笠原良一君） 日程第10、議案第44号、平成24年度氷川町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑の回数は、項目ごとに3回までとします。全ページで行いますので、ページと項目を指定してください。質疑はありますか。

○議長（笠原良一君） 江崎議員。

○3番（江崎 悟君） 18ページの道路新設改良費の件でお伺いいたします。インターチェンジの取付け道路の事業費として、今回、請負費、財産購入費、補償補填賠償金、約1億7,000万円の予算計上がなされております。先日、一般質問で、この工事請負費1億4,200万円、年内に果たして完成できるだろうかというのを含めて、この改良工事の場所は、どの位置にあたりますかという質問をいたしました。また、町長には、藤本町長の用地が、今度買収されるんだけれども、藤本町長には買収費の提示がなされているかという質問に対して、既になされているという回答を得まして、公人として藤本町長は、自分の土地を町長として自分でいくらで買うのかということをお伺いしましたが、義務ならその金額を言うけど、義務じ

やないならその金額は言えない、ということでした。本来、私は、公人として、自分の土地を自分がいくらで買うのか、梨の補償をいくらもらうのか、町民の方に公示していただきたかったんですが、残念ながら出てきません。さて、この町道吉本本山線道路改良工事の中に、一つ、藤本町長の用地は、改良工事の予定に入っているのかということ。それから、約1億7,000万円の工事が、年度内に完成するのか。それから、この工事区間内に、今、話では、私はインターチェンジの道路のために土地は売りませんという人の話を聞いておりますが、交渉が難航するところの工事が入っているのか、まず、最初にその3点についてお伺いいたします。

○議長（笠原良一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） 今の質問につきまして、お答えいたします。

まず、第1点、今回の1億3,700万円の部分には、町長の用地というのは含まれておりません。そして2点目、年度内完了なんですけど、現在、工事発注の時期を見定めているところでございます。今年12月までには発注いたしますので、3月の年度内完了は可能というふうに考えております。次に、3点目の本事業につきまして、用地の方を交渉しておりますけど、まだ承諾をいただけてないところはございます。そこの方の用地につきましては、今年度工事予定分には入っておりません。以上でございます。

○議長（笠原良一君） 江崎議員。

○3番（江崎 悟君） 町道吉本本山線道路改良事業補償金2,410万円が、今回予算計上されていますが、ここは、この補償金の中に、町長に補償するお金が入っているのか。それから、町長の土地が何筆で、補償する場所が何筆なのか。その2点についてお伺いします。

○議長（笠原良一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） 今回、補正予算で提示しております補償金のほうには、町長の方は入っておりません。それと、町長の方につきまして、筆数、面積、場所、すみません、今のこの場所ではちょっと確認をしておりません。以上でございます。

○議長（笠原良一君） 江崎議員。

○3番（江崎 悟君） 言えないということじゃなくて、手元にないということですね。

○議長（笠原良一君） 企画財政課長。

○3番（江崎 悟君） 今のは1回に入るんで、首ふってもらえるだけでいいです。手元にないということですね。

今回、道路改良工事、約1億7,000万円の予算が計上されてて、用地費は全額予算化され、今回、補償金が追加で予算化された。再度町長にお伺いしますが、町民の方の疑問を払拭するためにも、今、町長が自分で自分の土地を買うお金、約

1億円げなていう、そういう噂があるんです。そういうものを払拭するためにも、自分の土地が何筆、町から買わせてくれ、何平米、しかも梨の補償金を何本でいくら、町から提示されているんですよ、ということを公表するつもりはないですか。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 前回の一般質問でもその質問がございました。当然私、公人でございますので、年に1回は資産公開をする義務がございます。従いまして、来年度、当然資産公開という形で私の所得、あるいは土地に関する部分をきちんとその資産公開の中で出てまいりますので、ご確認はできるのかなと思っております。ただ、今の段階で、用地買収を進めています段階で私の分がいくら、単価がいくらでこうなんだよということは他の地権者の皆さんへの影響もあるというふうに思っておりますので、現時点ではそのことは差し控えたいと。ただし、先ほども言いましたとおり、私には、公人でございます、町長には資産公開の義務がございますので、当然、来春にはきちんとそのご報告をいたしたいというふうに思っております。

○議長（笠原良一君） 江崎議員。

○3番（江崎 悟君） 今、用地買収中って言われましたけれども、用地買収中だから、町長のところの土地、梨の補償、他の人たちに比べて特段高くない、それを公表すれば皆さんも「あー、町長と同じくらいの価格だな。」と言って、インターチェンジの用地提供に協力されるんじゃないかなと、そう思うんですよ。これが、買収が終わった後、ふたを開けて、町長の資産公開があった。「わーすごい。がんもらわした。」ていうことになると、次の選挙のときに、私は藤本町長、大変だろうなと思うから、今のうちに公開した方がいいんじゃないかなというふうに考えて一般質問したんだけど、残念ながら同じ回答しか得られませんでしたので、ここで質問は終わりにします。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 今のとのちょっと関連で、議員必携の中に、予算公開の原則というのがありまして、予算は住民のためのものであって、その財源は住民の税金等によってまかなわれるものであるから、住民がその町村の予算を理解し、納得し、また批判することが大事である。そこで予算は全て公開して住民に知らさなければならぬとする。というふうに書いてあります。私は、個人でいくらというのは、差し支えがあるというのが審議の中でのことでしたので、それは求めません。今、町長も言われましたが、町長の場合は資産公開がついてきますので、いずれ分かることでもあります。それで、個人別の明細とは言いませんが、今のと同じです、吉本本山線道路改良事業補償金、これについて、例えば土地はどれくらいなのか、立木の補償等はどうなのか、そういったのは出せませんか。どうですか。

○議長（笠原良一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） 用地及び補償につきましては、国の基準、あるいは九州用対連の基準にそって、その金額で算出をしております、この金額について、誰々が特別高いとかそういったものはございません。これも町長につきましても全く同じでございます。その額を、ここで公表するとなると、やはりどうしても、聞かれた方が、特に地権者さんがそれで自分の金額をはじかれると。実際、その補償というのは、細かいものがございまして、その土地とか、土地の形状、あるいは機械が入る、道路との接遇、そういったもので細かく分かれております。ですから、やはり私どもとしては、地権者さんにそういった状況を具体的に示しながら交渉を続けておりますので、ここで単価あたりを出すというのは、今回控えさせていただきたいというふうに思っております。なお、終了しましたら、個人の名前は伏せたうえで、金額そういったものの資料につきましては、ご提示申し上げたいというふうに考えております。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 今の答弁でいきますと、交渉中であるので、むしろそういった数値を出すとなかなか交渉が難しくなるというふうに、答弁だったと思います。その点は理解したいと思います。予算の審議をする中で、おおよその単価が分からないで予算を認めてくださいということになるわけですね、今言った基準。私は、今回、質疑の中でそのことをもう少し詳しくやっつけば良かったと思いますが、今後はそういった基準も是非示していただきたいなというふうに思います。

次の項目、議長、12ページでちょっとお伺いしたいんですが、民生費、社会福祉総務費の需用費があります。今回、災害時要援護者用避難対応用備品ということで、それを保管する場所として、それを購入して保管するというので、振興局の3階に仮置きするという話がありました。緊急時、災害時を想定するわけですが、持ち出しやすいところ、ただちに対応できるという点では、ここが適当なのかどうか。そして一度そこに入れば、またどっかに再度場所を探すという話もありましたが、移すということもありましたが、二度手間ということで、時間と経費が伴うというふうに思うのですが、そこは予算はこれで通ると思いますが、再検討すべきではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（笠原良一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） ただ今の質問で、450万円ほどの消耗品・備品を買わせていただく補正予算を計上しております。一般質問のときにご説明はしましたけれども、現在、宮原振興局の新館3階に、旧議会棟が入っている新館ですけれども、そちらのほうを改装して利用しようという計画が進んでいるやに聞いておりま

す。そちらのほうに備蓄をというふうなスペースを、今現在の図面ではひいてございます。今、ご質問のとおり、3階になるといったようなケースで、本当に非常時に対応できるのかというご質問に対しましては、ベターなのはもちろん1階部分になにがしかの倉庫といたしますか、備蓄をしたほうが良いというふうに私も思います。それにつきましては、現在の予算では、場所も倉庫の費用といたしますか、そういったのも計上をしておりますけれども、今後、検討はしていくべきだろうというふうに思っております。以上です。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 是非検討してください。やはり、いつ災害が起きるか分かりませんし、3階からまた1階まで下ろすのもなかなか人員も要するんじゃないかなというふうに思います。

19ページをいいでしょうか、議長。消防費、消防施設費、負担金補助及び交付金。この中で、防火用施設設置補助金というのがあります。質疑の中で、課長ともこの点については話をしましたが、消防法第20条第2項に、消防に必要な水利施設は、当該市町村がこれを設置し、維持し、及び管理するものとする、とあります。ただし、水道の場合はとあるんですが、水道の管理者等があります。消火栓がそうかなというふうに思っているわけですが、この20条との関係では、補助金ではよくないんじゃないかという気がするんですが、課長、どうですか。

○議長（笠原良一君） 総務課長。

○総務課長（河崎澄男君） これも、議案審査のとき、お話いたしました。現在のところ町では、消防施設等につきましては、おおよそ施設等の整備ができていて、合併後、12月に施設整備補助金交付要綱というのを作りまして、それにそったところで支出をしてきたところでございます。今、ご指摘のように、確かに法的には、町が施設整備をしなければいけないというような、これは通達でございまして、その中で、記してございます。もちろん、そういったことで基本としていきますけれども、先ほど申し上げましたように、補助金等要綱を作りまして、それにそったところで必要に応じて支出をしていくというようなことをしております。その要綱では、補助金という形になっておりますけれども、100分の100を支出しているところでございます。ただ、地区によっては事情も違います。従いまして、その地区の事情に合わせたところで、また全額町の方から支出しているというような状況でございます。以上です。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 課長、通達と言われましたけど、この消防法は、通達ではないと、私は理解しています。それで、100分の100出している話がありました

が、それならば、やはり項目をきちっとして、補助ということはしないほうがいいというふうに思うんです。消防組織法というのがあります。消防組織法第7条に、市町村の消防の管理というのがあるわけですが、市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。第8条、市町村の消防に要する費用。市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。この範囲がどこまでなのかというのもあるわけですが、要するに消防にいたるお金というのは、全額私は、町が負担しなければならない。これが法のたてまえだというふうに思います。もう一つ、消防施設強化促進法というのが平成14年2月8日に改正をされているわけですが、この中に、消防に要する施設を購入し、設置しようとする市町村に対して、国は、その費用の一部を補助するということなんですね。この5条の中に、市町村は、当該市町村が購入し、または設置しようとする消防施設に要する費用について、国の補助を受けようとする場合においては、総務省令で定めるところにより、県知事を通じて出ささいよ、というのがあるわけですが、だから私は、是非今すぐはそうできるのかどうか分かりませんが、100%ずっと今後出していくというんだったら、是非そうやって欲しいわけですが、防火水槽は、今後はやはり耐震化でちょっとお金がかかる、7～800万円するという話、聞いてますが、そういったのを設置は、やはり質疑の中では、高いから設置できないような話があったんですね。そうじゃなくて、そういうのを補助じゃなくて町として私は、当然やるべきだというふうに思います。その点、町長、どう考えられますか。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 今現在の制度につきましては、課長が申し上げましたとおりでございますが、当然消防施設の整備につきましては、町が責任を持ってやっていかなければならないというのは、私も認識をいたしております。その方法といたしまして、当然、消防力の基準という部分がございます。消防水利はどのくらいのところにどのくらいの範囲でやらねばならんということで、当然町のほうでもそれを把握しております。問題は、それ以上に地区の要望がありましたときに、じゃあ消防水利を本当に必要なかどうか、そういった判断する一つの材料として、基準として、この要綱があるのかなというふうに思っておりますので、そのあたりは、要綱をなくして町が全部やるということになったときには、もう基準は満たしております、と。それ以上はやりません、という話になってしまっても、また、地区あるいは住民の皆さん方のその安心・安全を払拭していくあるいは担保していくためには、やはりそれ以上の部分をやっていかなければならないと思っております。そういった意味では、この要綱というのは一つの役割を果たしているのかなと。併せまして今、耐震、耐えるような消防水利もお金はかかってでもやっていったらどうかとい

うことですが、それにつきましては、必要な場所で、必要な部分がありましたならば、当然考えていかなければならないというふうに思っております。この要綱の中でも、そういったくんだりは、特別な要綱ではございますけれども、町長が必要と認めた場合には、その限りではない、というくだりもございます。やはり、柔軟にそして必要なところには必要な整備をやっていくべきだろうというふうに思います。全てを補助金じゃなくて町の責任でやっていくという考え方は、変わりはありませんが、手段としましては、こういった方法もあって、地区の皆さん方の要望に応じていくという部分につきましては、要綱で対応していったほうがいいのではないかなというふうにも思っております。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 今、町長の説明でいくらか分かったわけですが、私は、こういった法だとかあるいは補助金の問題等もあります。さっき町長が言われたとおり、どれだけ整備がされているかというのが前提になるわけですね。石油コンビナートに隣接する市町村については、また特別に消防の施設をするための補助金がもらえる、そういった仕組みもあります。確かに、無いよりも防火水槽はあった方がいいと思うんですが、これからは、やはり耐震化というものをもう一つ考えて、そういった点で検討されるように要望しておきたいと思えます。

○議長（笠原良一君） いいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（笠原良一君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（笠原良一君） 江寄議員。

○3番（江寄 悟君） 反対討論をさせていただきます。

今回の予算には、各地区で必要とする予算もたくさん計上されてます。また、住宅リフォーム促進事業補助金などは、住民の皆さんの要望に応じて増額される予算も入っています。こういう予算については、是非、やらなければいけない予算であるということは重々承知した上で、反対討論をさせていただきます。

町道吉本本山線、俗に言うインターチェンジ取付け道路について、今、質問しても、その予算の使途・中身について明確な使途が提示されないまま、このような1億7,000万円の予算を、こんなおっきな予算を私は、今回、補正予算として出されている分について、認めるわけにはいきませんので、反対討論をしたいと思います。

○議長（笠原良一君） 坂本議員。

○13番（坂本悦男君） 私は、賛成討論をいたします。

議案第44号の一般会計補正予算の主なものは、住宅リフォーム促進事業補助金。地区要望であがってきた町道修繕費。それから、道路新設改良費として、西上宮道路改良。インターチェンジ建設に伴う町道吉本本山線改良工事の予算であります。町の発展に欠かせない予算であり、特にインターチェンジ関連予算については、平成26年4月の供用開始に向け、粛々と進めていかなければなりません。宇城市との共同事業でもあり、建設工事を滞らせることはできません。氷川町の景気浮揚・発展につながる大事な予算であると、私は認識いたしております。スムーズな予算の執行を求め、賛成討論といたします。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。はい、永田議員。

○14番（永田義昭君） 私は一般会計の補正予算案に賛成の立場で討論いたします。

先ほど、樹木補償、土地買収価格とか、それが分からないのでというようなことでもございましたけれども、済んでから公表する、それから事前にはいろいろ問題があるので、私はそれでいいと思いますので、賛成いたします。

○議長（笠原良一君） ほかにないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立多数です。したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第45号 平成24年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（笠原良一君） 日程第11、議案第45号、平成24年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑の回数は、項目ごとに3回までとします。全ページで行いますので、ページと項目を指定してください。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第45号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第46号 平成24年度氷川町介護保険特別会計補正予算(第1号)
について

○議長（笠原良一君） 日程第12、議案第46号、平成24年度氷川町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑の回数は、項目ごとに3回までとします。全ページで行いますので、ページと項目を指定してください。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） いいですね、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第46号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 認定第1号 平成23年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（笠原良一君） 日程第13、認定第1号、平成23年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑の回数は、項目ごとに3回までとします。ページと項目を指定してください。

歳入の、13ページ町税から、40ページ町債まで、質疑はありませんか。13ページから40ページまでです。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 13ページ、町税に関して、滞納と不納欠損が出ているわけ

ですが、納税対策について、おたずねしたいというふうに思います。

まず、不納欠損93人で、約78万7,935円というふうになっています。この98件の中で、所在不明というのが35件あったかと思いますが、この所在不明に対してはどのような対策をとられたのか。平成22年度は、100件の中で34件が不納欠損で処理されました。今後も増えるのではないかなというふうに思うんですが、この対策はどうされていますか。残り63件は、生活困窮というふうになっています。税金が払えないというのが実態だと思います。直接面接をして、努力をされたと思いますが、その63件中どれくらい直接面接して、そういった結果になったのか。もう1点。生活困窮者への納税をしてもらうためには、自立をしてもらうというのも大事かと思います。そこで、生活困窮者対策支援といいますか、こういったのは納税課担当課だけではないというふうに思うのですが、何かされていますか。この3点、お聞かせください。

○議長（笠原良一君） 税務課長。

○税務課長（今田辰彦君） まず、1点目の所在不明の対策でございますが、滞納の方が住所を転々とされまして、納税関係の文書を郵送しても、宛てどころに尋ねあたりません、というようなケースもあります。そこで、こちらから転出先の役所に照会をいたしまして、対応を行っておりますが、なかなか新たな住所にたどり着かないケースも多々ございます。それから、生活困窮の方についてでございますが、正確な件数は確認しておりませんが、窓口におきましての納税相談、それから電話での納税相談におきまして、その辺の事情を把握しているような状況でございます。それから、3番目の生活困窮者への納税ですが、議員が言われますように、自立は当然必要かと考えます。私ども、納税相談する際には、その辺を勘案しまして、家庭の生計の状況とかもしっかり確認しまして、あとは、生活保護とかそういう面でも相談に応じているような状況です。以上です。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 本当に大変だと思います。手紙を出しても相手に届かない、訪ねて行って、転出先の役所に出向いて努力されている点については、評価したいというふうに思います。ただ、今後何か特別な対策もとっていく必要があるんじゃないかなという気もします。この生活困窮者に対しては、窓口に来られたとき、納税相談をされるということでした。直接滞納者に納税を促すために、当然足を運んで話もされていると思いますが、実態をしっかりとつかんでよくやって欲しいなというふうに思います。若干相談受けたこともあるわけですが、課長ともよく話をしました。できるだけ、大変だと思うんですが、出向いて、そして相談をして、税金を払ってもらおう手立てがないかというのをやるべきではないかなと。以前、前の課長

は、いわゆる過払い金の請求を代わりにやったとかそういったのがあったわけですが、そういったのは当然、考えてやっておられると思うんですが、どうでしょうか。

○議長（笠原良一君） 税務課長。

○税務課長（今田辰彦君） 議員が言われますように、当然出向いて、臨戸訪問をしてから、滞納整理を行うべきかと考えますし、以前、過払い金の請求あたりも行っておりましたが、現実問題としても、滞納の関係で、納税相談を行う場合にも行っておりますが、現実ほとんど相談がないのが現状でございます。以上です。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 払えないから、反対に相談にもなかなか行けないというのが現状じゃないかなと思うので、是非積極的に出かけて、よく相談にのるとというのが大事じゃないかなと思います。実は、いろいろ調べていたら、厚生労働省が、これはまた別なサイドからだと思うんですが、今年の7月5日の日に、生活支援戦略というのをまとめています。この中には、生活困窮者が社会的孤立してしまう。また、親から子へ貧困の連鎖が広がっていく。これを防止するためということで方策が出されています。私は、これを改めて私なりに読んでみて、本当にこのとおりだったら、素晴らしいことが出来るんだなというふうに思います。実態はなかなかそうになっていない、現場はそうになってないというのがあります。それからもう一つ、生活困窮者に対しては、民生委員、それから社会福祉協議会、それから関係する機関、ハローワークや社会保険事務所、それに行政。これが一体となって貧困者、生活困窮者を救済する対策というのが、出されています。こういったのは、読まれたか検討されたことがありますか。厚生労働省のホームページを開けば載っていると思うんですが、こういったのがちょっと載っているんですが。研究されたことがあるかどうか、最後にお聞かせください。

○議長（笠原良一君） 税務課長。

○税務課長（今田辰彦君） ただいまの件ですが、私、現在見ておりません。以上です。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

なかつたら、次に、歳出の41ページ議会費から、65ページ上段の監査委員費まで、質疑はありませんか。はい、吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 44ページ、町長の交際費について。町長は情報公開ということで、平成24年度から町長の交際費については、ホームページに載せて、いつでも分かるようにされました。私は、本当にこれは素晴らしいことだと思います。町長からは是非議会のほうも、と言われていています。議会のほうがそういう点では若干遅れているかなというふうに思いますが、ここで一つおたずねしたいのは、香典の支出について。これは、一定の制約があるかと思うんですが、香典については、

どういった規則を設けておられるのでしょうか。公職選挙法との関係では、個人ではなかなかいろんな問題も出てきます。ある意味では、これはきちっとしとくべきではないかなと思うんですが、その点、規則、きまりを決めておられるのかどうか。

○議長（笠原良一君） 総務課長。

○総務課長（河崎澄男君） 支出につきましては、細かく決めております。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 「細かく決めております。」と言われましたが、この一覧表を出していただきました名前は、あえて出しませんが、金額が違うので、そういったのが決めてあるのかなと。元町長だったら1万円とか、役職就いている人は5,000円とか、1万円と5,000円とはっきり分けてあるので、そういったきまりがあるんですか、ということ。

○議長（笠原良一君） 総務課長。

○総務課長（河崎澄男君） そこら辺も含めて、細かく決めているというようなことで答弁をさせていただきましたけれども、確かに、町条例該当の委員さん等であれば1万円とそれから生花、というような形で決めているという意味でございます。それと、条例該当の委員さんの同居の親とか子どもさん、子どもさんはありましたかね、配偶者等につきましては、5,000円というような形で決めております。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） もう1点です。当然、町長ですから、行政運営する中で、国会議員やいろんな政党のところにも当然、足を運んでおられる。当然やらなければ、今の日本の政治の仕組みからして、なかなか厳しいものがあるというふうに思うんですが、政党への支出がなされています。私は、政党への支出というのは、交際費じゃないほうがむしろいいのかなというふうに思うのですが、あえて交際費で政党の祝金を出されたのはどういうことでしょうか。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 今、政党へのという発言がございましたけれども、政党というよりは個人の国会議員の先生方の講演会でありますとか、そういったときへの支出でございます。政党へ直接という支出はないというふうに思っております。先ほど言われましたとおり、行政運営を進めていく上では、国、県、そういったとのパイプをしっかりと作っていく必要もございます。そういったコミュニケーション、信頼関係をつくり上げる意味でも、そういった個人の講演会等には、時間がとれば参加をしているところでございまして、直接政党への支出は行っておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（笠原良一君） いいですか。ほかにありませんか。

○議長（笠原良一君） 江寄議員。

○3番（江寄 悟君） 45ページ、46ページ。負担金補助及び交付金。これについて、下から三つ目の、地方バス対策補助金964万2,000円についてお伺いします。この地方バス対策補助金収入の部を見ますと、26ページに県の補助金として、地方バス特別対策補助金99万2,000円、おおむね100万円が、県の補助金。町の単費が860万円支払われている。これについては、この氷川町にとって地方バスのメリットをもっと出して欲しい。860万円もの単独費を出してるんですから、このバス協議会の中で、予算が決められて、「氷川町の負担はこれだけですよ。」というふうに決まりますという話ですが、私は、この地方バスの協議会の中で860万円もの町の税金を払っているわけですから、この氷川町役場の前をバスが通るようにしていただいて、氷川町の中の竜北地区、この役場と宮原地区を結べる路線バスを強く要望・申請して欲しいということを再三再四、総務課長にも話をいたしておりますが、残念ながら、その話が全くバス協議会の中でもなされてない。この860万円もの税金があれば、地区から要望が出てきている福祉バス、それから、町内を回る循環バスを何とか動かして欲しいというお金に、このうち、半分でも450万円、おおむね500万円使えば、十分出来ます。だから、ここの前の路線バスが通るまでは、うちで循環バス、福祉バスをやるから、地方バス対策補助金は半分しか出せません、そのくらいの強い気持ちでこのバス協議会には臨むべきだと思いますが、この氷川町民のことを考えた場合には、そちらのほう非常に有効な税金の使い方じゃないかと思えますけど、そこの点、どういうふうに判断されているんでしょうか。

○議長（笠原良一君） 総務課長。

○総務課長（河崎澄男君） ただいまのお話、ご意見でございますが、役場の前を通る路線を提案しているのに、一向に話が進まない。協議会で提案しているのかというようなことでございました。実際、現在提案までは至っておりません。その理由として、いくつかクリアしなければならない課題がございます。まずは、負担金・補助金についてでございます。この負担金・補助金につきましては、補助金につきましては、現在、町内を走っております路線が、路線としては6路線、6系統でございます。まず、国道を走ります松橋から八代に至る路線。それから、県道鏡線を走ります路線。これも松橋から八代に至る路線でございます。それと、もう一つは、東陽、それから泉方面からの路線。これが八代市の鏡を通過して労災病院等に行きます路線。これが4系統ございます。その6系統の氷川町の負担額でございます、先ほどお話がありましたように、964万2,000円、ここで町のほうから補助をしているところでございます。これにつきまして、この補助金の計算でございます

が、まず、国庫補助の対象となっている路線がございます。これが、国道を松橋から八代に至る路線。それと、県道でございますが、松橋から八代に至る路線。この2路線が国庫補助の対象路線でございます。この路線につきましては、国と県とそれから町が支出してるという内容でございます。それと、先ほど言いましたように、泉・東陽からの路線につきましては、全額町の補助という内容でございます。従いまして、先ほど言いましたように、補助金をカットするということにつきましては、やはり国、県、八代市、宇城市との協議が必要になってくるかと思えます。そういったことで、今現在、提案はしておりませんけれども、この分については、よく検討させていただきたいということでこれまでもお話してきたところですが、これからも続けていきたいというふうに思っております。それと、町への96万だったでしょうか、県からの補助金でございます。これにつきましては、これも先だってお話いたしましたとおり、昨年よりも金額が減っておりますけれども、その理由といたしましては、県内各市町村の、県への交付申請総額が前年より増加したものと、それと、県からの交付金については、県の予算額を上限として各市町村への申請額に基づきまして、案分して計算されるところでございます。今回、減額、90万円ですが、なりましたのは、氷川町の案分比率が下がったため減額となったものでございます。以上です。

○議長（笠原良一君） 江寄議員。

○3番（江寄 悟君） 再三お願いはしたんだけど、まだテーブルにも乗せてもらえない。今回、道路基本計画が町長のほうから提示をされまして、これは議決事項じゃありませんので、こういう道路基本計画を作りました、という提示がありました。その提示の中には、二町合併して、合併道路新設道路も計上されておられません。本来、3号線を通らず宮原地区から竜北地区へ来れる合併道路をいち早く、私は作るべきだというふうに思うんですけども、この十年間で新設するのは、町長の部落のインターチェンジ関連の取付け部分、一本だけしか十年間にはやらない。そういう道路基本計画しか作られていない。二町合併で、宮原と竜北の距離を近づける合併道路は一切、この十年間の中には作らない。計画にあるのは、二十年以内。そのときに作る予定です、という計画が載せられていました。インターチェンジの関連部分、藤本町長の家からすぐ出て行ける道しか作らない。そんな道路基本計画については、私は承認できない、そういうふうには話は、一般質問の中でやりましたけれども、地方バス対策についても、町民の足を考えて、この氷川町役場がどれだけ交通の不便を感じている場所なのか。路線バスが通らないのであれば、通せないのであれば、テーブルに乗せないのであれば、ここから福祉バスなり循環バスを出す予算を捻出する。そのためには、ここから持ってくればいいじゃないですか。テーブ

ルに乗せて、産交バスが路線として認めてくれるように強く要望すれば、道路計画、その部分一つでも、このバスが通れば、だいぶ便利になるんじゃないですか。そういう意味で、この地方バス対策補助金の支出、町単費分860万円。これは強く、私は路線バス協議会で町の姿勢を示して欲しいと思いますけれども、町長、そのところどうでしょうか。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） まさに、住民の皆さん方の足を、交通の便を確保するというのが大切なことでございますし、そういった憂いを込めてのご質問であろうというふうに思っております。課長がご説明申し上げましたとおり、この地方バスにつきましては、歴史的な背景がずっとございまして、ここ最近でという話でもございませぬ。当然果たすべき、自治体としての果たすべき役割は果たしていくべきだろうと、その分の応分の負担は当然やっていくべきだというふうに思っております。その上で、費用対効果の問題であろうと思っておりますが、当然負担はいたします、大いに利用していただく、プラス今のようにそれぞれ役場の前を通る福祉バスを回してはどうかということでございますが、その必要性その他を含めまして、今、担当課のほうにはそういった運行につきまして、何か考えられないかという、検討してくれという話はしておりますので、担当課のほうでも、いわゆる路線バス、地方バスとは別の次元で、いわゆる地域を回るそういった福祉バスという部分につきましては、今後また検討を進めてまいりたいというふうに思っております。それから、道路基本計画の話が少しございましたけれども、基本計画につきましては、私が勝手に作った計画でもございませぬ。皆様方の幹事会あるいは協議会委員の皆さん方のご意見をふまえた上で優先順位等もその協議会の中で決定をされたことでございますので、そのあたりは是非ご理解をいただきたいと思っておりますし、先ほど言われました新設の道路も、18本でございますか、計画をいたしております。氷川町内をお互いに竜北地区・宮原地区を結ぶ道路というものも、計画には載せております。時期がもう少し早ければいいという思いもございましょう。そういったところは、今後実施計画、実施を進めていく上で大いにまたご意見を賜った上で、その事業を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 58ページ、基金の積立に関して、ちょっとお伺いをしたいと思います。財政調整基金、決算意見書等や成果表を調べていくと、平成23年度は、2億3,000万円、基金に積み立てたというふうになってます。23年度末は、財調は22億5,486万7,120円。この数字に間違いはないかどうか。それから、平成22年度末の財政調整基金、いくらだったのか。これを教えてください。

まず教えてください。

○議長（笠原良一君） 会計管理者。

○会計管理者（坂本京子君） まずは、23年度末の財政調整基金の残高は、22億5,486万7,120円で間違いございません。22年度末の残高も、間違いはないんですけども、22年度につきましては、財産の出納閉鎖の期間をちょっと、出納閉鎖の関係で財産である基金は3月で出納閉鎖をするべきところを、それまで5月の出納閉鎖に併せてしておりました関係で、ちょっと基金から一般へ財源不足だったものですから、借り入れをしておりました。それが、7億3,134万円でした。22年度積み立てるべき基金も、ちょうど3月まではできなくて、4、5月で積み立てをしたものですから、その分が2億9,410万1,000円ございまして、それと余剰金の3億3,000万円という、余剰金を基金に積み立ててあった分が3億3,000万円でした。実際は、決算年度中の財政調整基金は6億6,942万6,120円だったんですけども、実際は22年で積み立てたり基金へ返す分があったものですから、22年度の財政調整基金は極端に少ない状態になってるわけなんですよね。5月ではちょうど返すべきお金は返して、積み立てるべきお金は積み立てたんですけども、その関係で22年度は極端に、決算の状況では少なくなっております。22年度に積み立てるべき財産と、23年中に、ここに決算額が、決算書にあがってます2億3,000万円をプラスしまして、22年度の方と、23年度の方を合わせて15億8,541万4,100円という増減高にはなっておりますけれど、実際の23年度の積立額は2億3,000万円でした。その他の分というのは、22年度に積み立てるべきお金と、借りたお金を返さんといかんだったんですけども、それが4、5月になったものですから、こういう状態になっております。よろしいですか。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 実は、データをずっと打ち込むんですが、今言われたように、平成22年度は5月の出納閉鎖だけど、財調は3月の時点の6億6,942万6,120円、返すべき分そのままなってる。だから結果として、22年度から23年度にかけて15億8,544万円ほど積みました、という形に、基金の推移についてはそのようになっているかと思えます。それで、22億5,486万7,000円というのは、かなりの金額だというふうに私、思うわけですが、当然、一定の積立は必要だし、財源確保のためにもいることだと思うんですが、監査意見書でこのことについて、単年度収支が赤字になったことの一つの要因として掲げられていますが、今の話を聞くと、会計処理上、こういった赤字になったということだけなんじゃないですか。どうですか。

○議長（笠原良一君） 会計管理者。

○会計管理者（坂本京子君） それに間違いありません。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 3回目ですが、町長、この基金を財調に合併した時点は9億8,000万円でした。一般質問のときも若干言いましたが、22億5,400万円という積み立てられました。合併後、10年したら、交付税の算定基準が変わって、企画課長の話では、5億円くらい減るんじゃないかという話もちょっとあったわけですが、いろんな指標を見てみましても、人件費等も相当削減してきていますし、いろいろやっています。この基金をこれだけ積み上げた根拠といたしますか、どういう考えだったのか、それだけお聞かせください。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 当然、町の予算も一般の財源と一緒にございまして、貯金もあれば借金もあるということでございます。氷川町でも、約50億円のいわゆる債務があるわけでございますが、いわゆる財調で22億円という金額でございますが、それは適当かどうかという議論はそれぞれの考えもあるかと思っておりますが、議員もおっしゃいましたとおり、合併をいたしまして10年を経過いたしますと、交付税の算定の根拠、いわゆる算定の仕方がぐっと変わってまいります。当然、27年度以降、交付税が減ってくるというのがもう目に見えております。それ以後は、これまでどおりの事業を進めていく上では、それだけの財源を確保しなくてはなりません。一般財源で確保していく上で、なかなか税収の伸びというものが見込めない中では、やはりそういった蓄えも必要であろうという部分があって、これまで少しずつでも蓄えを進めているところであります。かといって、年度年度の事業を止めるわけにもまいりませんので、必要なときには、そういった財政調整基金から一般財源への繰り入れという形で使わせていただいているところでございますし、今後もそういった考えでいきたいと思っております。要は、先ほど言いましたとおり、10年後以降の、いわゆる氷川町のこの財源をきちんと担保していく上で必要な財政調整基金であろうというふうに思っておりますし、そのつもりでこれまでも積み増しはしてきているところであります。

○議長（笠原良一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） すみません、財政のほうの立場でお答えさせていただきます。予算審議のときにも一度ご説明をいたしました。平成27年に合併における特例措置が切れると。その後、交付税は5年間にわたって減額がなされ、最終的に平成32年には、議員おっしゃられたとおり、5億円ほどの減額が見込まれるというふうに試算をしております。その5年間の期間だけでも、財政のシミュレー

ションでは、約15億円ほどが減ると。現在財調が22億円。そのうち15億円ぐらいが、5年間で消費されるのではないかとこのように考えております。今の財調につきましてはこの22億円が多いというふうには考えておりません。今後、人件費等はもうギリギリまで削減がなされておりますので、この後スマートインター、学校関係の耐震工事、図書館、そういった諸々の大型事業を考えた際に、今の財調というのは適正であるかとも思いますし、今後の財政の厳しさを考慮した段階で、今の財調は少しでも増やしたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（笠原良一君） いいですか。

○10番（吉川義雄君） はい。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

なければ休憩、10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時22分

再開 午前11時29分

-----○-----

○議長（笠原良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、65ページ民生費から、87ページ衛生費のし尿処理費まで、質疑はありませんか。65、87。ありませんか。

吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 80ページまで行きますけど、すみません。80ページの竜北福祉センター費、需用費についてお伺いしたいと思います。議案審査のときにも意見は若干述べたんですが、灯油代があがっています。2,000万円を越える金額になっているわけですが、平成22年度は、課長、いくらだったでしょうか。いくらこの灯油代、あがっていますか。単価の上がった分もあるかと思いますが、その金額をまず教えてください。

○議長（笠原良一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 竜北福祉センターの燃料費、灯油代でございますが、おたずねの平成22年度決算で、1,405万3,460円ございました。単価でございますけれども、変動がございます。22年度につきましては、単価、灯油です、単価76円から94円の幅で変動しております。ちなみに23年度につきましては、85円から101円に変動をしておりました。以上です。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 実は、これも少し調べてみました。平成20年、宮原福祉センターは546万円かかっていました。このあと、開館日の条例改正があって、日

曜日がお休みになったかなというふうには思うんですが、現在、宮原福祉センターは平成23年度でいくと、298万7,000円ということです。前年度、276万9,400円。灯油代が上がったわりにはそんなに多く増えてない。ところが一方、竜北福祉センターでいきますと、平成20年度、1,623万4,000円。これが今、課長の報告にあったように、22年度はいったん下がるんですが、23年度は2,004万2,440円ということになってます。ちなみに、この4年間の計算でいきますと、約7,762万9,000円というのが灯油代でかかっているわけですね。ちなみに、電気代とか上水道とか下水道とかずっと調べてみました。修繕料も調べてみました。宮原福祉センター、竜北福祉センターとも合わせますと、1億7,000万円ぐらい、この間にお金が必要、かかっているというふうになってます。4年間で、この竜北福祉センターのこの灯油代、これはそのまま対策もとらずに行かれる予定でしょうか。今後、灯油軽減する方策等はもう検討されているかどうかお聞かせください。

○議長（笠原良一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 議員おたずねの、今後の対策をどう考えているかということでございますが、まず宮原福祉センターにつきましては、燃料は重油でございます。竜北福祉センターにつきましては、灯油でございます。先ほど灯油の単価につきまして、変動につきましては申し上げたとおりでございますけれども、確かに22年度から23年度につきましては、600万円ほど上昇しております。こちらにつきましては、単価の変動というのも当然反映されてるかとは思いますが、西部小学校の体育館建設に伴いまして、改築に伴いまして、授業、夏休み部活動等で利用されております。空調関係を、夏場調べてみましたら、全ての授業で空調は使っておりませんけれども、部活動で夏場使われてはありました。それも若干影響はしてるかとは思いますが、空調の方も同じ灯油を使って機械を動かしているものですから、体育館のほうの燃料も含めて利用はさせていただいてるところでございます。今後、高額な推移でいった場合というのが予想されます。これについての対策というのが今具体的に持ち合わせてはおりませんけれども、このままでよろしいとはもちろん考えてはおりません。検討を加えていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

江崎議員。

○3番（江崎 悟君） 今回の23年度の決算の認定につきまして、この福祉関係、どこのページというよりも福祉関係全般なんですけれども、実は、社協の指定管理者委託をしております。社協に指定管理者委託して、ほかにまだ社協のほうに別事

業として委託を結構されている。予算の組み立て上というか決算を見る限りにおいては、いい資料でいいかお願いしますっていったのを山下課長のほうから出て、よく分かる資料をいただきました。実は包括支援センター委託料を、地域包括支援センター委託料っていうものが、一番最初にちょっと疑問に思った予算なんですけども、地域包括支援センターの職員というのは、社協の中で職員が位置づけられています。しかし、その地域包括支援センターは、社協の中の一つの事業として取り組んでいるにもかかわらず、別途委託料を払ってるので、これは社協のほうの指定管理者としての委託でどうなんだろうというふうなことでちょっと質問をしてみたところです。竜北福祉センターと宮原福祉センターの管理委託、要するに施設の管理委託だけを出してるんですよ、でもだから中の職員の人たちがどういうふうにごこの管理委託料の中でお金が支払われてるか。実際的には、どうも職員の中の管理者側のほうっていうんですか、それぞれの例えばデイサービスとかそういうものに居宅介護とかっていうところについては、独立して社協が予算を組み立てて、独立採算制をやっているというふうな話でございました。だから、一般会計から社協に委託する事業の分については、もう社協と一括的に指定管理者の中に入れてしまえば、例えば今回、臨時職員の費用一人分百何十万円かくださいよとか、何十万円かの、これも臨時職員だったですかね、職員分の予算をくださいよというようなのも、あそこの中に全部でおおむね四十数人の職員の方がおられます。そういう中でこういう、例えば25年度の事業計画をやるとしたら、その中で回して計画を作ってもらおうとかいうような、社協とそれから一般会計、町の事業仕分けていうのをもう少し明確に一般の人たちに分かるような予算の組み立て方をしたらどうだろうかと思いますが、そのとこ、町長のほう、話を聞いておられれば、少し整理をするべきだと思いますがどうでしょうか。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 議員、おっしゃいますとおり、いわゆる指定管理者の部分での委託料の部分と、事業にかかわる部分の委託料の部分それぞれ今、社協のほうに必要な部分を委託料として支出をいたしております。今それをトータルで、一括して社協の運営という形でやったほうが内部での運用がしやすいんじゃないかというふうなご意見もございます。今、社協のほうでは、事業のいわゆる見直しとそれからそういった財政の改革を含めまして、昨年から検討を進めております。是非そういった中で社会福祉協議会の果たす役割、事業を進めていく上でどういった財政の流れがいいのか、金の流れがいいのか、そのあたりも大いに議論をしていただきたいと思います。問題は、それぞれの事業ごとに、当然国、県からの交付金あるいは事業費補助金等々いただいているわけでごさいます、そのあたりを明確

に、やはり仕分けをしとったほうがいいということになりますと、やっぱりこれまでどおりの、これまでそういったことで多分、別々にきちんと見える形でやってきているんだろうとっておりますので、それを一括、もうプールしてしまいますと、なかなか見えづらい部分もあるのかなというふうに思っております。そのあたりは是非担当課も含めて、交えて、大いに研究をさせてもらいたいというふうに思います。

○議長（笠原良一君） いいですか。いいですか。

江崎議員。

○3番（江崎 悟君） もう一つ。じゃあ、いきいきサロン事業ありますね。いきいきサロン事業っていうのは、氷川町全体の各地区に町長は全地区にこの事業を展開していきたいということです。このいきいきサロン事業を全地区に展開させるときに、やはり社協の皆さんが中心になって、それぞれにヘルパーさんたちが散らばって行かれていますから、町の職員が、その全地区にやろうというようなことよりも、社協の皆さんにお願いして、これ、委託はしているんだけど、予算的には町のほうが社協に委託するというやり方をやっておられます。これをもう、社協に思いっきりお願いして、もう、指定管理者としてこういういきいきサロン事業、がんばって全地区やれというふうなやり方をされたほうが、別途委託するよりも一緒に社協の事業として委託されたほうが私はいいなということで、先ほど言われた補助金の問題とかということになれば、それは、年間年間でするので、3年間の委託ということは不可能かもしれませんが、そこら辺の事業整理はやはり必要なんじゃないかなと思っているところなんです、先ほどと答弁が同じであれば、答弁の必要はありませんが。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 基本的には先ほど述べたとおりでございます。今でも社協が中心にそのいきいきサロン事業は行っております。ただその上で、やはり地域にまいますと、いわゆる社協の福祉推進委員さんあるいは民生委員さん、併せまして地区の区長様方をこのいきいきサロンには大いにかかわっていただいております。やはりそういった地区の皆様方総意のもとでの事業の推進ということになります。そういったことを考えますとやはり、社協、それから行政、あるいは連携を図りながらこの事業は進めていくべきであろうと。その上で今のお金の部分、財源の部分をどうするのかというのは、もう少し整理をさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

なければ次に、89ページ農林水産業費から、109ページ上段の土木費の住宅

建設費まで、質疑はありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 次に、109ページ消防費から、142ページ予備費まで、質疑はありませんか。

吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 111、112ページの、先ほど補正予算のところでも議論しました、この消火栓等の設置について、今回、説明では40トンの水槽、250万円という話がありましたが、これは250万円のできる、もうこの分については全額出してきたということでしょうか。説明では、どうも250万円打ち切りで地元が出したような話もちよっとあったかと思うんですが、確認だけさせてください。

○議長（笠原良一君） 総務課長。

○総務課長（河崎澄男君） 今言われましたのは、この消火栓のところでございますか。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 議案の審査のときに出た意見で申し訳ありません。今のは取り消させていただきます。すみません。

○議長（笠原良一君） よかですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 次に、143ページ実質収支に関する調書から、157ページ土地開発基金運用調書まで、質疑はありませんか。

江寄議員。

○3番（江寄 悟君） 全体的な、多分ここで終わると思いますので、全体的な話として、この決算について、ご質問をいたしたいと思います。監査報告書を読ませていただいたわけなんですけれども、先ほどから基金の話もありました。実質収支比率が9.2%で前年より比率が小さいけれども、3から4%、もう少しお金を使って地域に、住民の方に還元する農業用排水路を整備してやる、道路をもっと整備してやる、そういうふうな予算を出すべきじゃないか。経常収支比率が23年度、85.3%で非常に硬直化している。これももっとそういう事業をやって経常収支比率をこんなに高い率にしないで、もっと地域住民の方に事業を、予算を配分する、そういうふうな手立てが必要じゃないかということで、この監査報告には書いてあります。そういう意味では、私は、もう少しこの基金積立額を多くする、それも大事でしょう。しかしもっと地域の方が、住民の皆さんが、町民の皆さんが必要としている地区要望も含め、もう少し還元してやる、そういう24年度に向けて、今後予算編成をすべきだと、監査委員さんの話がありますので、そこのところを基金に積み立ててばかりいないで、その地域の活性化に使っていくというふうな方向で進めて

いくという気持ちがあるかどうか、まだ貯めるぞと思われるか、そのところを一つお願いします。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） まさに、大切な考え方の部分の整理だろうと思っております。

先ほども吉川議員さんの質問の中でも答えましたが、必要なところには必要な財を投じていくということはもう、これは皆さん方と同じ考えでございます。先ほど農業排水事業の話もされましたけれども、一般質問でもお答えしましたとおり、今から事業化に向けて協議を進めてまいります。10年という長いスパンでの事業になるかと思っております。大いにその財を投じる、また時期が来るんだろうというふうに思っておりますし、そのときにきちんとその事業が進めていけるように、財を投じれるように、準備をしていくことも必要だろうというふうに思っております。併せて、毎年度、本年度も新しい事業を作らせていただきました。それはやはり、今議員がおっしゃいました地域の皆様方に還元をするという部分も含めて、新しい事業に取り組んでいるところであります。そういったことは、毎年毎年、やはり必要なところには財を投じるという考えをもって進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（笠原良一君） 江崎議員。

○3番（江崎 悟君） 必要なところに財が投じられないから、こういうふうにプロが監査報告で出されているんじゃないかなと思って、結局24年度、是非必要なところに財を投じていただきたいというふうに思います。もう一つ。私はこの監査報告書、非常に大切な、この氷川町の財政を動かす上で監査委員さんの意見というのは私は大切にしていかなければいけない、そういうふうにいつも思って監査報告書を興味深く、しかも私たちにできることをやらなければいけない、そういうふうに思いながら読ませてもらうわけですが、この結果の中に一つ、去年もやったんだけどまだしてないから再度書くよ、という項目がありまして、「宅地開発基金については、昨年度基金額として、用をなさないの、存続かどうか検討されるよう記載したが、その結果は不明であるので再度記す。」この件について、まだ残すのであれば、再度記すって言われる前に監査委員さんに、こういう理由で残さなければならぬから、本年度まで残させてもらいました、もうこのまま行けば24年度も残りますよ、予算としては。決算としても残ります。だから本年度中に監査委員さんに、どういうふうにするのかっていう結論を出して、基金としてまだ存続させる理由があるのであれば、その理由を、もちろん議会にもその理由を報告して欲しいというふうに思いますが、これについて、23年度決算ですので、24年度中に結論を出していただきたいと思いますが、そのところ、いかがでしょうか。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） このことにつきましては、そういった監査の折に担当課のほうからしっかりご説明はしてあるものと思っておりますけども、そういった中であえて監査の意見書が出てきたということでございます。今後の宅地開発に向けての、町の方針、考え方も含めまして、やはり整理するところは整理していかなければならないというふうに思っております。是非今年度中に、今後どうするのかというものも含めまして、担当課も交えまして大いに議論したいと思っております。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 143ページの実質収支に関する調書に関して、関連してですが、今もちょっと議論になりましたが、歳入歳出差引額4億8,000万円、これも近年、藤本町長になられてから、大きくなっていると思います。平成18年度から平成20年度までは約2億2,000万円から2億7,000万円で推移をしていました。平成21年度から4億円、22年度は6億円、今回4億8,000万円というふうになってきてます。私は、今話があったように、財政運営上は少し問題があるかなというふうに思うんですが、これは妥当だったというふうに判断されてますか。そこだけお聞かせください。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 結果の部分でございますので、私としては妥当であったというふうに思っております。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 151、152ページ、財産の関係で、立木の推定蓄本数というのがあります。委託料で11万6,000円が支出されているわけですが、ここ数年、本数の変動というのはほとんどあってないですね。実際、これはあっているのかなと思いますが、あっていないとは当然言えないと思うんですが、どうですか、調査は十分なされたかなあというふうに思うんで、これ、担当どこですかね。

○議長（笠原良一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） 立木の伐採等につきまして、本数の変動というのはここ数年あってございません。毎年、森林組合さんのほうに確認作業等を行っていただいております。伐採の、今年も伐採につきまして、一応森林組合さんのほうにご相談申し上げましたが、まだ、今その時期ではないということで、今年度も本数については、動く予定というのはいりません。以上でございます。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 私の勉強不足かもしれませんが、伐採したときしか減らないんですか。例えば、台風等災害等で、いわゆる倒木、そういったのはここにはもう

出てこないっていうことなんですかね。私が、これは以前から私以外の議員からも出てたと思うんですが、せめて何年かに1回ぐらいはきちっと本数を確認しないと。今は切っても財産にはならないっていう話もちよっとあるのはあるんですが、そういうふうには考えられないのかなと思うんですが。

○議長（笠原良一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） すみません。台風等における倒木、そういったものを、ちょっと私ども考慮しておりませんでした。数字につきまして、もう一回ちょっと再度精査をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。ないですね。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 私は、認定第1号 平成23年度氷川町一般会計決算認定に反対する立場で討論をいたします。

私は、平成23年度の当初予算時も反対をいたしました。そのときもいくつか疑問点は述べたわけですが、まず、地方自治体の会計というのは、単年度会計が基本であります。会計の処理上の問題だったかもしれませんが、単年度収支が赤字になっています。町の施策も国の政策に左右されることがあり、仕方がないことでありますが、当初の予算、約67億円のうち、約一割を越える7億2,000万円が翌年度の繰り越しになりました。繰り越しが全てだめだということではありません。必要に応じて繰り越さなければならないというのはよく分かります。しかし、単年度会計の趣旨からいって、こうした繰り越しが常態化してしまうのはどうかというふうに考えます。決算審査の中でも指摘しました。また、監査意見書の中でも述べられていますが、監査意見書では、「不用額については各課とも検討をされているが、減額しようにも時期的なことや補正予算提出後の必要額などを考えると、大変難しい事情も理解していかなければならない。今後も十分に注意を払いながら適正額の予算計上を、または補正減額にあたってもらいたい」という指摘されています。私も、質疑の中で言いました。やはり経費節減などの努力をされたものがほとんどであります。やはり予算の積算が不十分だったものもありました。早期に減額を補正できたのに減額する時期を逸したものもありました。予算の有効活用を図る上では、今後大いに改善を求めたいというふうに思います。

税収の問題で、税金の滞納が増えているわけですが、担当課の努力は本当に頭が下がるものがあります。私は、こうした状況は今後益々続いていくものというふうに考えます。納税者に寄り添って、納税対策の指導・援助を、私はもっとやる必要

があると思います。納税向上だけのために、私は差し押さえ、そういったのをやって、生活支援が、生活ができなくなる、こういったことがないようにしなければなりません。氷川町にはそういったことはないというように思っていますが、昨今、新聞報道では、そういったのが報道されています。また、直接は関係ないと思いますが、氷川町の自殺者率というのは全国平均を上回っています。この状態は、ここ数年、続いているわけですが、理由はいろいろあると思いますが、貧困もその一つの要因ではないでしょうか。私は、こういったところも生活困窮者対策を行えば、改善できる面があるのではないかというふうに考えます。

基金の積立について、疑問を感じます。平成17年度合併をした時点で、一般会計の基金は総額で約10億8,000万円でした。平成19年度に合併振興基金10億8,000万円が積み立てられて、20億円になりました。そして今年、審査しました平成23年度決算では、32億9,000万円になっています。基金の中の財政調整基金は、会計上の処理もあるかもしれませんが、この会計上は23年度に15億8,500万円積み増しされたことになります。合併後10年からは交付税の算定が変わり、大幅に交付税が引き下げられることが考えられますが、私は、先ほどの課長の答弁もありましたが、大きな事業を今後やっていきます。その財源も必要になってくるという話があったかと思います。平成32年度には5億円の減という話もありました。確かにその財源対策も必要であります。収支のバランスを見てみますと、歳入歳出差引額は、この間、先ほど質疑の中でも言いましたように、増えてきています。この3年間で、15億円のお金になります。基金の増額と同じ金額で私は、こんなに貯める必要があるのかなというふうに思うわけです。私は、住民の福祉の向上のために、もっと多くの予算を使うべきだったと考えています。例えば、監査委員の意見書にもあるように、農業施策をもっと充実させること、そしてこの町に残る人を多くしなさい、こういった指摘もされています。私も取り上げました。これまで何人かの議員が取り上げましたが、農業排水路の整備、これから町長は取り組んでいくと言われました。農家の後継者が生まれるような施策、これが必要です。雨が降れば一面湖のようになる地区の排水対策、治水の面からも必要であります。商店街の活性化も必要であります。私は、高速道路が出来ます。これには異論もありました。しかし、予算もつき、事業が進められている中では…。

○議長（笠原良一君） ちょっといいですか。

（チャイムの音が鳴り、一時中断）

○議長（笠原良一君） はい。

○10番（吉川義雄君） 高速道路の開通を見通した、私は住環境の整備、また、公害のない企業誘致などこういったところにもっともっと予算は使うべきだというふ

うに考えます。氷川町は、この高速道路建設に取り組んでいますが、ここに多額の費用をかけることで、その一方で住民施策が絶対遅れないようにしなければならないというふうに思っています。そういう立場で、この認定については反対をいたします。

○議長（笠原良一君） 上田議員。

○7番（上田健一君） 私は、賛成討論します。23年度一般会計歳入歳出決算については、氷川町監査委員より提出されました意見書の中にもありますように、いずれも関係法令に基づいて作成されており、各決算書も適切な予算執行が行われたと認められていると、報告されておりますので、私は賛成討論といたします。

○議長（笠原良一君） ほかにありますか。ありませんね。

永田議員。

○14番（永田義昭君） 私も、平成23年度一般会計の決算を承認する立場で討論いたします。

先ほど、何点か問題点として指摘をされておられますが、各課の職員みんな、住民に周知徹底して行い努力をして、事業を行っていると思います。そんな上での残額4億8,300万円ありました。それに、住民に今必要なところへの予算は、組まれていたと思います。基金に積み立てるのは、将来の大事な事業を行うためにも必要であると私は思いますので、賛成いたします。

○議長（笠原良一君） はい。ありませんね。

これで、討論は終わります。

これから、認定第1号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立多数です。したがって、認定第1号は、認定することに決定しました。

これで休憩しますが、昼から、1時半ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） そしたら、昼から1時半からいたしますので。

-----○-----

休憩 午後0時03分

再開 午後1時30分

-----○-----

○議長（笠原良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第14 認定第2号 平成23年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について

○議長（笠原良一君） 日程第14、認定第2号、平成23年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑の回数は、項目ごとに3回までとしますので、ページと項目を指定してください。

歳入の、11ページ国民健康保険税から、18ページ諸収入の雑入まで、質疑はありませんか。

吉川議員。

○10番（吉川義雄君） まず、保険税の徴収にかかわって、おたずねしたいというふうに思います。平成23年度、保険税の滞納及び不納欠損も数字としてはかなり多くあがっておるわけですが、これも、年々増える傾向にあると思います。そこで、お伺いいたしますが、平成23年度、短期保険証の発行件数及び資格証明書の発行、また、そのうち子どものいる世帯への短期保険証、資格証明書の発行は、どうなっておりますか。ありますか。またもう一点、税金を滞納すると、基本的には保険証の交付を受けられない。短期保険証で代替する、あるいは資格証明書というふうになってくるわけですが、保険証を役場で預かったままの件数というのがありますか。いわゆる留め置きというふうになるんですが、どうでしょうか。

○議長（笠原良一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） まず、国民健康保険の資格証明書の発行についてですが、23年度発行した件数は、11件でございます。それと、短期の保険証につきましては、2ヶ月の短期証というふうになるんですけれども、件数が168件でございます。次に、その中で子どもさんのおられる世帯についてはどうしてるかというご質問なんですけれども、高校生以下の子どもさんのおられる世帯につきましては、6ヶ月の短期証。2ヶ月ではなく6ヶ月間有効の短期証というのを発行しております。件数なんですけれども、手元に中学生以下の世帯の子どもさんのいる世帯数をちょっと調べてきたもんですから、すみません、25世帯が、その168世帯中25世帯が該当というふうな数字でございます。対象となるのは、高校生以下の世帯の子どもさんがおられるところになるんですけれども。すみません。それから、次に、保険証の預かりがあるかというふうなご質問なんですけれども、預かりについてはございません。保険証の交付というのを年に一回、切り替えを行っておりますけれども、取りに来られない方がおられます。それにつきましては、最終的には、保険証ですので、ただの郵送ではなくて簡易書留でお送りをしてるところでございます。以上で終わります。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 今の話でいきますと、いわゆる短期保険証の発行168件中、中学生の世帯で26件という話だったかなと思うんですが、新聞でも報道されたわけですが、生活苦や経営難で国保税が払えなくなった人たちが、全国的にも増えてきているわけですが、そういった中で、資格証明書や短期保険証が出されています。全日本民主医療機関連合会というところが調査した中で、生活困窮で受診が遅れたことによって、2010年の1年間に71名の人が亡くなったというのが公表されているんですね。そういった点では、この納税滞納すると、こういった保険証の発行にされて受診が抑制されるというか、こういった結果になってくるかというふうに思います。直接は担当課のほうでやってるのかどうか分かりませんが、この税金を、国保税を滞納した23年度でいくと3,697人と人数ではなるんですが、この中で、特に生活困窮で困っている人たちに対してはどのような対策をされているのか。何かありますか。お聞かせください。

○議長（笠原良一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 今おたずねの、生活困窮者に対する施策というご質問であったかと思えます。国保の立場からいきますと、短期保険証、資格者証等を発行しまして、そのときどきの接点といいますか、納税相談という形で、税務課と一緒に徴収にあたっているわけなんですけれども、生活困窮者に対する施策というのが、すみません、ちょっと回答を持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 国保というのは、憲法25条に基づく社会保障の制度の一つであります。よく相互扶助とか助け合いだからとよく言われるわけですが、やはりこの憲法25条をしっかりとふまえて対応しなければならないというふうに思っています。そういうふうな中で、生活に困窮する国民健康保険の被保険者に対する対応というのが、これが厚生労働省から課長通達という形で出されています。そういう中に、保険税を滞納してる世帯については、特に世帯の状況の変化などをしっかり見て、必要に応じて生活保護等の相談にのりなさいというのがあるかというふうに思うんですが、こういったことは検討されていますか。されてきましたか、平成23年度。それだけを教えてください。

○議長（笠原良一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 今議員さん、おっしゃられました、厚労省の課長通達というので、まいっております。必要に応じて、生活保護等の相談が可能となるように、国保担当者、生活保護担当者の連携をとるようにと、部局の連携をとるよう

に、という内容の趣旨の通達でございます。健康福祉課としましては、課内に国保の担当者、福祉の担当者もちろんおりまして、連携をとっているつもりでございますけれども、さらに疎通を図っていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

なければ、次に、歳出の19ページ総務費から32ページ財産に関する調書まで、質疑はありませんか。

江寄議員。

○3番（江寄 悟君） 最終ページの32ページもよろしいんですかね。

○議長（笠原良一君） はい。

○3番（江寄 悟君） この財産に関する調書で、現在、国民健康保険基金、決算年度末で9万9,161円しか、基金としてはないわけです。企画財政課長でも健康福祉課長でもよろしいですが、この基金に関してどういうふうに考えておられるか、もっと基金を増やす予定があるのか、そのところをお伺いしたいと思います。

○議長（笠原良一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 国民健康保険の保険基金につきましては、給付費の急激な変動に対応するために、基金を作らせていただいているところでございます。現在、9万9,000円ほどしか基金がございません。これでは非常に心許ないというふうに考えております。一般会計からの繰り入れというのをさせてもらいながら、運営をしているところなんですけれども、この基金につきましても、徴税とまましてや健康管理というか予防管理事業にも力を入れまして、基金のほうには積み増していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（笠原良一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） すみません。健康福祉課長とその点、打ち合わせをしておりませんでした。2年ほど前から、この国保特別会計の基金の取り扱いについては、議会の中でも議論がございました。現在は、基金について、増額する意志というのはございません。どうしても国保関係の医療費等で必要な部分については、一般会計から繰り入れていくと。そして、基金については、一応積立を増やさないとといったような方針で現在進んでおります。

○議長（笠原良一君） 江寄議員。

○3番（江寄 悟君） 国民健康保険基金については、議会のほうで基金のほうに、老人保健でしたか、老人保健のとき、国民健康保険に、基金のほうに積み増ししますという町長答弁をいただいていたんで、いつまでも基金のほうに積み立てられてないんで、質問してるわけなんですけど、町長、基金に積み立てる議会との約束は守らないということなんですか。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 基金につきましては、基金積立はあるんじゃないですか。

〔「積み立てております」との声あり〕

○町長（藤本一臣君） ですね。お約束をしました、老人保健の分につきましては、基金にもうすでに積み立てております。23年度決算でございますので、出てきておりませんが、併せまして、今それぞれの担当課長のほうから、基金に対する考え方、一般的な考え方であろうと思っておりますが、いつも言っておりますとおり、20億の予算規模の特別会計でございます。そこに全く基金がなく、運営資金もないというものは、これはいささか心配する部分がございます。そういったことを考えますと、やはり必要程度の基金というものは持つておくべきだろうと。ただそれを、いずれにしても一般会計からの繰り入れ内で、繰り入れで対応させないと、そういった基金というものの積み増しはなかなかできないものでございますので、そういったところをいわゆる一般会計からの繰入金とその基金の分をどうするのかというのは、やはり今後ともしっかり考えていきたいというふうに思います。

○議長（笠原良一君） いいですか。ほかにありませんか。

吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 担当課長。国保の基金については、厚生労働省の指導があつて、医療給付費の5%と以前は言われてたんですが、今は、そのパーセントが上がっているんですね。一定の金額、私が勉強しているときは5%でしたが、いつの間にやらそれが引き上げられているんですが、その一つの基準が示されています。それに向かって基金は貯めていかれるのかなというふうに思うんですが、保険税は、前の課長のときに「5年間は上げません。だからこの回だけは国保料引き上げをさせてください。」という話があつたんですが、そのことは当然引き継いでおられるかなと思うんですが、実は、これも資料をしっかりと、これまでの決算書に出されている数字をずっと見てみますと、一人あたりの保険税額というのが必ず出されてきます。合併したときには、6万8,854円。一世帯あたり17万6,025円という数字が出されておりました。平成23年、2011年度は一人あたり8万9,177円、一世帯あたり19万3,805円というふうになっているんですね。私は先ほど、保険税払えない人たちのペナルティの数とか、あるいは滞納者が4,000人近くなっているんだっていう話もしましたが、そういった中で、何が一番大事かという、私はやはり、予防に徹底、徹するということだというふうに思います。それで、予防に徹するという点で、今回、歳出の中で健診等が行われましたが、それは十分だったと、努力して健診は十分だったというふうに判断されてますか。すみません。ページ数忘れまして。何ページだったかな。

○議長（笠原良一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 健診事業につきましては、全員協議会の際に受診者数、受診率等を申し上げてたかと思えます。おかげをもちまして年々伸びてきてはおります。ただ、その数字に満足しているかということでございますけれども、まだまだ38%ほどの受診率、特定健診での受診率も38%程度ですので、まだまだというふうに考えております。この予防をとにかく力を入れまないと、重症化予防ということで、特定保健指導というものにつなげていかないと、重症化の予防が図れないというふうに考えておりますので、今後とも、健診事業につきましては、力を入れていきたいというふうに思っております。以上で終わります。

○議長（笠原良一君） いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） ほかにありませんね。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第2号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立多数です。したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

-----○-----

日程第15 認定第3号 平成23年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（笠原良一君） 日程第15、認定第3号、平成23年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑の回数は、項目ごとに3回までとします。ページと項目を指定してください。

歳入の41ページ保険料から48ページ諸収入の雑入まで、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 次に、歳出の49ページ総務費から58ページ財産に関する調書まで、質疑はありませんか。ありませんね。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第3号を採決します。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立多数です。したがって、認定第3号は、認定することに決定しました。

-----○-----

日程第16 認定第4号 平成23年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（笠原良一君） 日程第16、認定第4号、平成23年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑の回数は、項目ごとに3回までとしますので、ページと項目を指定してください。

歳入の65ページ分担金・負担金から68ページ町債まで、質疑はありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 次に、歳出の69ページ公共下水道事業費から81ページ財産に関する調書まで、質疑はありませんか。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 69、70ページのところで、報償費、受益者分担金一括納入奨励金等がありますけれども、加入促進といいますが、下水道に本来、加入できる世帯で、加入されていない、まだ接続されていない、この世帯数はどれくらいありますか。加入してもらうための手立てといいますが、施策はどういったことを行われてきましたか。これを教えてください。

○議長（笠原良一君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（森田寿也君） ただいまの吉川議員の質問でございますが、世帯につきましては、ちょっと把握をしておりませんので、後で調べたいと思っております。それからもう一点でございますが、加入するための手段ということにつきましては、まず、下水道を計画するにあたりまして、実施計画の調査・測量をするときに、業者が決まったところで、地区に説明会をいたします。その時点で、分担金・負担金に関することと促進に関することにつきまして、加入促進につきましてのことを、お話いたします。それから、次に、工事が始まりました場合、工事の説明会

をいたしますが、そのときにも、同じように工事の説明と、加入促進のための報奨金、またはトイレの改修費、それらのことに加入促進するための説明会を行っているところでございます。それと、年度はまたがりますけれども、3月いっぱい、前年度の工事が全部終了しますと、4月から6月にかけて、何と言いますか、次の年の債務をかけます。その時点の報奨金と、その分担金についての説明会もいたしますので、そのときにつきましても、加入促進の説明をいたしているところでございます。それと、また他にでございますが、業者さんによりまして工事をされた時点で、加入促進のチラシ等を配って、配付していただいて、加入促進をしていただいております。また、他にもうちのほうから、チラシを配付したり通知を出したりしているところでございます。以上でございます。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 説明会を開いてやってるというのは、当然それはやらなくてはならないと思いますが、担当課長としては、自分がする一番大きな仕事ですので、毎日、あと何世帯が入ってないかというのは十分、僕は把握をしておくべきだというふうに思います。それで、公共下水道の、いわゆる、町債残高というのが40億円近くあると思うんですね。だからこれだけ大きなお金をかけて、今後も進めていかなくちゃいけないところです。だから是非、住環境の整備と申しますか、環境整備の面からも下水道につなげるところは積極的につなげるようにしてほしいし、また、当然お金がかかるわけですので、それがネックになって、つなげない人たちもいるかもしれませんので、そういった人たちに対する対策、今、奨励金、このままでいいのか、あるいはもっと他にいい方法があるのか、そういったのも大いに研究して、早急に普及率を上げる、これが大事だと思いますが、その点課長、どうですか。

○議長（笠原良一君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（森田寿也君） 吉川議員が言われましたとおり、大変良い意見を言っていたいただきましたので、この意見を、こちらでも受け止めまして、検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。ありませんね。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第4号を採決します。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

-----○-----

日程第17 認定第5号 平成23年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（笠原良一君） 日程第17、認定第5号、平成23年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑の回数は、項目ごとに3回までとしますので、ページと項目を指定してください。

歳入の88ページ財産収入から、89ページ諸収入の町預金利子まで、質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 次に歳出の、90ページ土木費から、93ページ財産に関する調書まで、質疑はありませんか。ありませんね。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） これから、認定第5号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、認定第5号は、認定することに決定しました。

-----○-----

日程第18 認定第6号 平成23年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（笠原良一君） 日程第18、認定第6号 平成23年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑の回数は、項目ごとに3回までとします。ページと項目を指定してください。

歳入の100ページ後期高齢者医療保険料から、103ページ諸収入の雑入まで、質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 次に、歳出の104ページ総務費から、108ページ実質収支に関する調書まで、質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第6号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって認定第6号は、認定することに決定しました。

-----○-----

日程第19 同意第1号 教育委員会委員の任命について

○議長（笠原良一君） 日程第19、同意第1号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

江寄議員。

○3番（江寄 悟君） 今回、教育委員会委員の豊暉原さんの、2期目ということで、説明を受けてきました。1期目には教育委員長をやられて、4年間氷川町の教育について、全力全霊で努力をしていただいていた方だということは十分認識をいたしております。この4年間、豊暉原委員長が委員長をなされてる間に、どういうふうな実績があったのか。今、この日本中を震撼させてるいじめ問題、こういうのが教育委員会のあり方という形で議論をされています。そういう中で、本町の教育委員会、この実質的に教育委員会が機能してないからというふうな、しかも大阪市長においては、教育委員会そのものを否定するような発言もあります。本町の教育委員会については、そのようなことはあっていないと思いますけれども、そのいじめ問題も含めて、この教育委員会の中で、4年間、豊暉原委員長がどういうふうな実績をもたれたのか、ここでお示ししていただければというふうに思います。

○議長（笠原良一君） 教育長。

○教育長（廣瀬 亀君） 今、江寄議員のほうからおたずねがありました、4年間の中で、豊暉原委員長は、特に子どもたちのいじめの問題については、確かに関心は高いです。それで、今年度6月に、6月という月が、いじめ根絶月間というふうな中で、子どもたちのアンケートを、詳しくとるアンケートがありますので、そのアンケートの結果を基にして、7月の20日の日には、私たち、1時間以上かけて、豊暉原委員長の提案の元、その検討をいたしたところです。そして、その私たちが検討して心配した課題については、これは是非、教育委員会の委員長の名前で、各学

校現場に文書を通知し、そして全職員がそれを熟読してもらって、そして確かに私は熟読しました。そしてこのように今後は、対応を心がけていきます。というようなことの証も私たちに届くぐらい、そのように氷川町としては、いじめ根絶を目指して取り組んでいこうというようなことも提案なされて、非常に私自身も委員長のそういう点についての気持ちといいますか、思いといいますか、そういうのは強くあって、それが学校現場に浸透しているというふうに思っております。

○議長（笠原良一君） 江崎議員。

○3番（江崎 悟君） 教育長の説明、あんまり中身分からなかったんで。私が質問したかったのは、豊暉原委員長はこの4年間、一生懸命頑張っておられるので、この際再任について、そういう実績を町民の方に披露していただければなというつもりだったんですけども、一応教育長の意見も聞きましたんで、以上で終わります。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第1号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定しました。

-----○-----

日程第20 陳情第1号 学校図書館の蔵書整備・充実に関する陳情について（文教厚生常任委員会報告）

○議長（笠原良一君） 日程第20、陳情第1号、学校図書館の蔵書整備・充実に関する陳情についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中照男君） 文教厚生常任委員会報告書。文教厚生常任委員会に付託されました、陳情第1号、学校図書館の蔵書整備・充実に関する陳情について、委員会における審査の経過ならびに結果について、ご報告申し上げます。

陳情の内容は、児童生徒に、活字離れ・読書離れからくる思考力・判断力・表現力等の読解力に課題があることや、新学習指導要領に基づく、調べ学習の単元化にともなう図鑑・辞典類の不足による蔵書充実を求めるものでした。

本委員会は、閉会中の継続審査として、4回の委員会開催をしました。

第1回目は、陳情内容の検討及び調査方法を協議しました。

第2回目は、学校教育課長から、学校図書館図書調査、学校図書に関するアンケート調査を基にした現状報告と、生涯学習課長から、公立図書館の蔵書整備計画について、説明を受けました。各学校においては、蔵書基準は100%を超えているものの、その中には、古い本も含まれていること、調べ学習に必要な専門書、辞書、図鑑などは高額なためにそろえることが無理なことが分かりました。また、公立図書館においても、近隣図書館と比較しても、蔵書数、内容に劣ることが説明されました。各学校、公立図書館とも蔵書整備に対する予算が厳しいことが分かり、現場の状況を把握するための現地調査をすることを決定しました。

第3回目は、八火図書館、宮原小学校及び竜北中学校へ出向き、それぞれの司書から現状報告を受け、調べ学習に必要な蔵書の整備充実がなされないことが分かりました。特に竜北中学校においては、合併前の旧竜北町時代は、備品図書と消耗図書の予算が組まれ、予算執行と内容充実が図られたことや、調べ学習に必要な高額な図鑑、辞典類も各学校でそろえるのではなく、公立図書館に配備して、そこから借り入れて対応するなど、公立図書館と学校図書館の連携が可能なことも確認できました。

第4回目は、これまでの調査を基に、各委員の本陳情に対する意見を求め、これまでの調査で分かったように、公立図書館と学校図書館の連携により、小さな予算で効率的な蔵書整備が図られること。合併により、少額となった図書購入費は、合併前の竜北の予算規模に返し、子どもたちが図書館へ足を運び、勉学にいそしみ、個々の能力を伸ばすため、蔵書の充実を図る必要があること。などの意見があり、全員一致で本陳情を採択することに決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。文教厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（笠原良一君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第1号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、陳情第1号は、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第21 総務常任委員会の閉会中の継続審査の申し出について

- 議長（笠原良一君） 日程第21、総務常任委員会の閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

総務常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（笠原良一君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第22 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

- 議長（笠原良一君） 日程第22、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました、会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（笠原良一君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

- 議長（笠原良一君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第5回氷川町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後2時12分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日 氷川町議会議長 笠原良一

平成 年 月 日 氷川町議会議員 上田俊孝

平成 年 月 日 氷川町議会議員 上田健一